

第18回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

第2回香川県経済・雇用対策本部会議

次 第

日 時：令和2年6月15日（月）8時30分～

場 所：県庁12階大会議室

議 題

1. チェックリスト【専門家会議(200529)提言】を活用して点検した香川県の状況について
2. 新型コロナウイルス感染症対策（令和2年度6月補正予算（案））について
3. 感染予防対策期における対策（6月19日以降）について
4. その他

チェックリスト【専門家会議(200529)提言】を活用して点検した香川県の状況

○…対応しているもの △…対応中のもの ×…今後対応予定のもの

チェック項目	対応状況
1. 検査体制	
(1)PCR等検査 <input type="checkbox"/> 相談、検体採取、検査の一連のプロセスを点検し、改善すべき点を明らかにして必要な対策を行ったか ○ <input type="checkbox"/> 帰国者・接触者相談センターの業務委託の推進が図られているか ○ <input type="checkbox"/> 契約締結を求めている医療機関との契約の提携が進んでいるか ○ <input type="checkbox"/> 大型のテントやプレハブ等の設置、地域医師会等と連携した地域外来・検査センターの設置など、外来診療体制の増強が図られているか ○ <input type="checkbox"/> 感染拡大局面に当たって直ちに地域外来・検査センターの体制拡充が行われるよう、輪番等による具体的な必要人員の確保を含めて調整されているか △ <input type="checkbox"/> 発症日、相談日、検査日、結果判明日、本人への報告日までの日数がモニタリングできているか ○	
(2)地方衛生研究所の体制拡充 <input type="checkbox"/> 人員の応援体制ができているか ○ <input type="checkbox"/> 検査機器や検査試薬の確保状況をモニタリングし、不足した場合に配布する等、適切に対応できているか ○	
(3)民間検査機関等の拡充、利用促進 <input type="checkbox"/> 民間検査機関等の利用が進んでいるか ○ <input type="checkbox"/> 民間検査機関等の検査結果が適切に報告されるスキームが構築出来ているか ○	
(4)医薬品や検査機器、個人防護具などの確保に向けた取組 <input type="checkbox"/> 医薬品や抗原検査キット、個人防護具の確保状況をモニタリングし、不足した機関に対し適切に配布できているか △	
2. 医療提供体制	
(1)役割分担 <input type="checkbox"/> 協議会が設置され、定期的な活動が行われているか ○ <input type="checkbox"/> 地域の医療機関ごとの役割分担(重点医療機関の設定等)の明確化はなされているか × <input type="checkbox"/> 軽症者の宿泊療養施設の確保はできているか ○ <input type="checkbox"/> 疑い患者の救急搬送を受け入れる病院は確保されているか △ <input type="checkbox"/> 他の疾患の患者に対する治療に重大な支障が生じてないか ○	

<p>(2) 空き病床の状況把握、調整の仕組み</p> <p><input type="checkbox"/> 調整本部は、患者発生状況や空き病床の状況等を毎日把握しているか</p> <p><input type="checkbox"/> G-MIS等により各医療機関の現状を迅速に把握できる仕組みが構築できているか</p> <p><input type="checkbox"/> 患者の搬送調整の中心となる「患者搬送コーディネーター」に必要な際にすぐに連絡が取れる体制(オンコール)がとられているか</p> <p><input type="checkbox"/> 患者が増加した場合の調整本部の再活性化について、関係者間で取り決められているか</p> <p><input type="checkbox"/> 病床確保に関する広域連携の仕組みについて、検討・調整が行われているか</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>×</p>
<p>(3) 院内感染対策</p> <p><input type="checkbox"/> 外部からの専門的な助言や支援を提供できる体制が構築されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症指定医療機関に限らず、一般医療機関においても基本的な感染対策が行われるような体制が構築されているか</p>	<p>○</p> <p>△</p>
<p>3 保健所の体制</p>	
<p>(1) 人員体制</p> <p><input type="checkbox"/> 本庁主導で、業務外注など、必要な業務の見直しが行われているか</p> <p><input type="checkbox"/> 本庁からの応援、OB職員の再雇用など、必要な増員が図られているか</p>	<p>○</p> <p>○</p>
<p>(2) 積極的疫学調査・クラスター対策</p> <p><input type="checkbox"/> 人員の応援体制ができているか</p> <p><input type="checkbox"/> 人員の訓練体制ができているか</p> <p><input type="checkbox"/> データを作成・分析する体制ができているか</p>	<p>○</p> <p>△</p> <p>×</p>
<p>(3) 相談業務</p> <p><input type="checkbox"/> 帰国者・接触者相談センター業務の更なる外注、業務委託の推進等はなされているか</p> <p><input type="checkbox"/> 感染拡大局面でも十分に相談に回答する体制が計画されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 電話相談の件数に応じて電話回線数を調整できるよう応答率を確認しているか</p>	<p>○</p> <p>△</p> <p>○</p>
<p>(4) 搬送業務</p> <p><input type="checkbox"/> 民間輸送業者の活用等、検体の搬送体制が整えられているか</p>	<p>○</p>
<p>(5) 業務効率化</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小・延期等が可能な業務を把握できているか</p> <p><input type="checkbox"/> 業務効率化のため、HER-SYSなどのICT技術を活用しているか</p>	<p>○</p> <p>△</p>

4 サーベイランス		
(1)疑似症の届出		
<input type="checkbox"/> 感染症法第12条に基づく疑似症の届け出について、その必要性が医療機関に十分に周知できているか (検査結果陰性の時は届け出なくていいと誤認されていないか)		○
<input type="checkbox"/> 医師が必要と認めた場合に検査を実施した時、陰性結果も含め、届けられているか		○
(2)HER-SYS		
<input type="checkbox"/> HER-SYSを利用し、報告する体制が構築されているか		△
<input type="checkbox"/> HER-SYSについて、管内の医療機関に対し周知し、利用を促しているか		△
(3)モニタリング		
<input type="checkbox"/> 新規感染者数、人口10万人当たりの新規感染者数の割合、経路不明の感染者数の割合など、地域の感染状況(疫学状況)を適宜把握し、定期的に公表しているか		○
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の重症者数、入院者数及び宿泊療養施設使用数などの医療提供体制の状況を適宜把握し、確保病床数、宿泊療養施設確保室数などとともに定期的に公表しているか		○
<input type="checkbox"/> PCR等検査件数及び陽性検体数など検査体制に関する状況を適宜把握し、定期的に公表しているか		○
5 地方自治体における即応体制		
<input type="checkbox"/> 感染拡大の傾向が見られ、法第24条第9項に基づく措置等を講じる際の判断基準や考え方を設けているか		○
<input type="checkbox"/> 感染拡大の傾向が見られた際に、ホームページ等で市民に速やかに状況や対策を伝える仕組みが計画されているか		○
<input type="checkbox"/> 感染拡大の傾向が見られた際の、対策本部等自治体内の連絡手順や体制切替えの手順等を準備しているか		○
6 高齢者・障害者施設等への支援体制		
(1)人員・物資の確保		
<input type="checkbox"/> 施設内感染の発生を想定した人材確保策(勤務シフトの柔軟な変更、同一法人内での融通策、地域での人材確保策等)が講じられているか		△
<input type="checkbox"/> 福祉サービスを提供する施設・事業所に対して必要な物資が優先的に供給されるような仕組みを検討しているか		○
(2)施設内感染対策		
<input type="checkbox"/> 施設内感染の発生を想定した必要な事前準備ができていないか(ゾーニングや必要な物品の確保方法の検討、サービス提供者への研修等)		○
<input type="checkbox"/> 施設内感染の発生を想定した近隣医療機関との連携体制が構築されているか		△
<input type="checkbox"/> 事業所等が閉鎖した場合に備えた代替サービスの確保策が講じられているか		○

○チェックリスト【専門家会議（200529）提言】を活用して点検した香川県の状況

1. 検査体制

(1) PCR 等検査

□ 相談、検体採取、検査の一連のプロセスを点検し、改善すべき点を明らかにして、必要な対策を行ったか

- ⇒ ・相談 健康相談コールセンター開設
- ・検体採取 地域外来・検査センター2か所（丸亀市・大川）、高松市PCR検査センター
- ・検査 民間検査機関1か所 開始
4病院で検査機器整備予定
抗原検査については順次導入

□ 帰国者・接触者相談センターの業務委託の推進が図られているか

⇒ コールセンターの業務の一部を県看護協会及び県在宅保健師会に委託

□ 契約締結を求めている医療機関との契約の提携が進んでいるか

⇒ 現在17機関。希望する機関を調査し、順次契約を進めている。

□ 大型のテントやプレハブ等の設置、地域医師会等と連携した地域外来・検査センターの設置など、外来診療体制の増強が図られているか

⇒ 地域外来・検査センター2か所（丸亀市・大川）、高松市PCR検査センター
対象区域の効率的な運営、他地区での設置を図る必要がある。

□ 感染拡大局面に当たって直ちに地域外来・検査センターの体制拡充が行われるよう、輪番等による具体的な必要人員の確保を含めて調整されているか

⇒ 各センターにおいて調整されている。

□ 発症日、相談日、検査日、結果判明日、本人への報告日までの日数がモニタリングできているか

⇒ できている。

(2) 地方衛生研究所の体制拡充

□ 人員の応援体制ができているか

⇒ 他所属からの応援体制ができている。

□ 検査機器や検査試薬の確保状況をモニタリングし、不足した場合に配布する等適切に対応できているか

⇒ モニタリングはできている。試薬については、今後の入荷見込みが不透明であり、引き続き試薬の情報収集に努めるとともに、複数の製品を用いての検査が可能となるよう対応を進めている。

(3) 民間検査機関等の拡充、利用促進

民間検査機関等の利用が進んでいるか

⇒・5月25日から県内検査機関1か所で検査を開始しており、最終的には機器2台で1日最大100検体程度の処理が可能となる。

民間検査機関等の検査結果が適切に報告されるスキームが構築出来ているか

⇒・現在のところ全件が行政検査であり、必ず報告されている。

(民間検査機関で検査を行うものも、県の委託契約下で行われるものは行政検査)

(4) 医薬品や検査機器、個人防護具などの確保に向けた取組

医薬品や抗原検査キット、個人防護具の確保状況をモニタリングし、不足した機関に対し適切に配布できているか

⇒・試薬については、県の通常購入ルート以外での確保は現時点で困難である。(国において一括確保することが求められる。)

・抗原検査キットについては、現在、製造元から配布されるのみであり、県は関与できない仕組みとなっている。(製造量の増大による流通量の増加が必要)

・個人防護具は国からの配布分を必要とする医療機関に配布

また、寄附等があったものは需給状況に応じて各機関に配布

2. 医療提供体制

(1) 役割分担

協議会が設置され定期的な活動が行われているか

⇒・設置済 今年3月から、これまで3回開催しており、今月も第4回を開催予定

地域の医療機関ごとの役割分担(重点医療機関の設定等)の明確化はなされているか

⇒国から今後示される重点医療機関の設定等を踏まえて検討予定

軽症者の宿泊療養施設の確保はできているか

⇒1施設101床稼働中

疑い患者の救急搬送を受け入れる病院は確保されているか

⇒現在、患者が発生した際には受入医療機関を調整しているが、今後、国の二次補正事業(疑い患者受入れのための感染防止策に係る支援事業)なども活用しながら、より適切な受け入れに向けて医療機関と調整する。

他の疾患の患者に対する治療に重大な支障が生じてないか

⇒重大な支障が生じないよう、今後の感染拡大に向けて役割分担の明確化を図る必要がある。

(2) 空き病床の状況把握、調整の仕組み

- 調整本部は、患者発生状況や空き病床の状況等を毎日把握しているか
⇒できている
- G-MIS 等により各医療機関の現状を迅速に把握できる仕組みが構築できているか
⇒できている
- 患者の搬送調整の中心となる「患者搬送コーディネーター」に必要な際にすぐ連絡が取れる体制（オンコール）がとられているか
⇒できている
- 患者が増加した場合の調整本部の再活性化について、関係者間で取り決められているか
⇒・プロトコルの作成やコーディネーターの増強など体制強化を図っている
・クラスターが発生した際には、調整本部の患者搬送コーディネーターが、保健所の管轄区域を超えた搬送調整を実施した。
- 病床確保に関する広域連携の仕組みについて検討・調整が行われているか
⇒行っていない。県域をまたぐものは、各都道府県の調整本部間の連携が必要となり、今後検討が必要

（3）院内感染対策

- 外部からの専門的な助言や支援を提供できる体制が構築されているか
⇒感染症専門医等が必要に応じ、県内の主な医療機関のコンサルテーションを行っている。
- 感染症指定医療機関に限らず、一般医療機関においても基本的な感染対策が行われるような体制が構築されているか
⇒体制構築に向けて、国の二次補正事業（疑い患者受入れのための感染防止策に係る支援事業）の活用も検討

3. 保健所の体制

（1）人員体制

- 本庁主導で、業務外注など、必要な業務の見直しが行われているか
⇒・コールセンターの設置・一部を民間委託
- 本庁からの応援、OB 職員の再雇用など、必要な増員が図られているか
⇒OB 保健師の会計年度任用職員での配置を実施

（2）積極的疫学調査・クラスター対策

- 人員の応援体制ができているか
⇒会計年度任用職員の雇用、保健福祉事務所内の応援体制の構築

人員の訓練体制ができているか

⇒OJTによる対応

データを作成・分析する体制ができているか

⇒専門組織の設置・活用を検討

(3) 相談業務

帰国者・接触者相談センター業務の更なる外注、業務委託の推進等はなされているか

⇒一部を県看護協会及び県在宅保健師会に委託しており、拡大を検討

感染拡大局面でも十分に相談に応答する体制が計画されているか

⇒看護協会からの追加派遣等を検討

電話相談の件数に応じて電話回線数を調整できるよう応答率を確認しているか

⇒確認している

(4) 搬送業務

民間輸送業者の活用等、検体の搬送体制が整えられているか

⇒・検体搬送は、全件保健所が実施している

・これまでに搬送の遅れ等はないが、民間活用等も今後検討

(5) 業務効率化

縮小・延期等が可能な業務を把握できているか

⇒保健福祉事務所で把握し、それに沿って業務を実施している

業務効率化のため、HER-SYS などの ICT 技術を活用しているか

⇒システムが導入されたばかりであり、現在、活用に向けて、関係機関と調整中である

4. サーベイランス

(1) 疑似症の届出

感染症法第 12 条に基づく疑似症の届け出についてその必要性が医療機関に十分に周知できているか（検査結果陰性の時は届け出なくていいと誤認されていないか）

⇒周知できている。検体を県に提出する場合にあっては、全て疑似症の届け出の提出を求めている。

医師が必要と認めた場合に検査を実施した時、陰性結果も含め届けられているか

⇒届けられている

(2) HER-SYS

HER-SYS を利用し、報告する体制が構築されているか

- HER-SYS について、管内の医療機関に対し周知し、利用を促しているか
⇒システムが導入されたばかりであり、現在、活用に向けて、関係機関と調整中である

(3) モニタリング

- 新規感染者数、人口 10 万人当たりの新規感染者数の割合、経路不明の感染者数の割合など、地域の感染状況（疫学状況）を適宜把握し、定期的に公表しているか
⇒感染者の状況は HP で公表し、毎日更新している。
- 新型コロナウイルス感染症の重症者数、入院者数及び宿泊療養施設使用数などの医療提供体制の状況を適宜把握し、確保病床数、宿泊療養施設確保室数などとともに定期的に公表しているか
⇒HP で公表し、毎日更新している。
- PCR 等検査件数及び陽性検体数など検査体制の状況を適宜把握し、定期的に公表しているか
⇒検査件数と陽性数は HP で公表し、毎日更新している。

5. 地方自治体における即応体制

- 感染拡大の傾向が見られ、法第 24 条第 9 項に基づく措置等を講じる際の判断基準や考え方を設けているか
⇒設けている。
- 感染拡大の傾向が見られた際に、ホームページ等で市民に速やかに状況や対策を伝える仕組みが計画されているか
⇒速やかに伝えることとしている。
- 感染拡大の傾向が見られた際の、対策本部等自治体内の連絡手順や体制切替えの手順等を準備しているか
⇒速やかに本部会議を開いて対策を検討する。

6. 高齢者・障害者施設等への支援体制

(1) 人員・物資の確保

- 施設内感染の発生を想定した人材確保策（勤務シフトの柔軟な変更、同一法人内での融通策、地域での人材確保策等）が講じられているか
⇒職員が不足する高齢者施設に対し代替職員を派遣などの取組みを行っているが、今後、施設の御意見をお聞きしながら、必要な取組みを検討していく。
- 福祉サービスを提供する施設・事業所に対して必要な物資が優先的に供給されるような仕組みを検討しているか
⇒次のような取組みを行っているが、今後、施設の御意見をお聞きしながら、必要な取組みを検討していく。

- ・県独自で布製マスクを購入し、施設・事業所に配布
- ・国の優先供給のスキームを活用した施設・事業所へのエタノール配布

(2) 施設内感染対策

□ 施設内感染の発生を想定した必要な事前準備ができているか（ゾーニングや必要な物品の確保方法の検討、サービス提供者への研修等）

⇒次のような取組みを行っているが、今後、施設の御意見をお聞きしながら、必要な取組みを検討していく。

- ・感染防止対策に加え、感染発生時における施設・事業所が対応すべき事項をわかりやすく整理したリーフレットを作成し周知
- ・施設・事業所職員自らの行動記録作成を依頼
- ・感染発生時、関係機関へ迅速な報告が必要な事項を整理し、報告書様式としてまとめ、施設・事業所へ周知
- ・介護職員を対象とした防護服着脱等の研修

□ 施設内感染の発生を想定した近隣医療機関との連携体制が構築されているか

⇒各施設において取組みが進められているが、今後、施設の御意見をお聞きしながら、必要な取組みを検討していく。

□ 事業所等が閉鎖した場合に備えた代替サービスの確保策が講じられているか

⇒次のような取組みを行っているが、今後、施設の御意見をお聞きしながら、必要な取組みを検討していく。

- ・休業事業所等の利用者を受け入れる事業所等に対する財政的支援の実施



令和2年6月15日

新型コロナウイルス感染症対策(令和2年度6月補正予算案)について

I 専決処分(6月1日)

対策規模	3,010百万円
------	----------

1. 雇用の維持・事業の継続	3,010百万円
----------------	----------

①県内事業者の事業継続支援 [3,010]

- ・国の持続化給付金に県独自で1事業者当たり20万円を上乗せ助成(香川県持続化応援給付金)

II 定例会提案(6月15日送付)

対策規模	3,488百万円
------	----------

1. 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	1,866百万円
-----------------------	----------

①相談体制の強化 [39]

- ・帰国者・接触者相談コールセンターの運営(5/18~9/30)

②衛生用品の確保等 [78]

- ・社会福祉協議会、県有施設のマスク、消毒液、非接触型体温計等の確保
- ・たすけあいマスクバンクの設置
- ・公共交通機関の感染拡大防止対策等への経費補助 等

③検査体制の強化 [27]

- ・地域外来・検査センターの運営委託 等

④医療提供体制の整備・強化 [1,676]

- ・患者搬送器具の整備
- ・帰国者・接触者外来の整備支援
- ・入院医療機関の病床確保(設備整備支援、空床確保)
- ・軽症者が医療機関外で療養するための受入施設の確保
- ・医療機関が入院患者等に検査を行うためのPCR検査機器の整備支援
- ・医療従事者の活動支援(宿泊費補助、感染症等治療業務手当補助)
- ・県立病院における患者受入体制の整備、強化(設備整備、宿泊施設確保、特勤手当)
- ・特殊勤務手当の特例支給(知事部局・警察)
- ・感染症対応保健師の増員(会計年度任用職員) 等

⑤学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備 [1]

- ・県立学校の一斉臨時休業に伴う給食食材(牛乳、パン)のキャンセル料

⑥福祉サービス提供体制の確保〔34〕

- ・利用者又は職員に感染者等が発生した場合におけるサービス継続に要する人件費や消毒費用に係る経費の補助（介護サービス、障害福祉サービス、児童養護施設等）

⑦情報発信の強化〔10〕

- ・感染症に関する情報提供や感染防止の啓発

⑧その他〔1〕

- ・県民の心身の変調に対応するための精神保健福祉センターによる相談支援強化

2. 雇用の維持・事業の継続

22百万円

①雇用の維持〔12〕

- ・離職者、非正規労働者、内定取消を受けた者等のための合同企業面接会等の開催
- ・オンラインによる県内企業就職説明会開催（かがわLIVE就職説明会）等

②県内事業者の事業継続支援〔10〕

- ・かがわ産業支援財団の経営相談体制強化（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への相談対応、各種支援制度の周知や活用支援等）

3. 地域経済の回復・活性化

1,199百万円

①事業者のチャレンジ支援〔705〕

- ・社会経済活動の回復や感染症に強い香川づくりに積極的に取り組む事業者を応援する総合補助金の創設

②飲食業の支援〔80〕

- ・テイクアウト・デリバリー飲食店ポータルサイトの構築
- ・インバウンド需要回復のための衛生管理・換気設備導入、店舗改装等の経費補助

③食品産業の支援〔23〕

- ・輸出の維持・回復に必要な施設整備、機器導入等の経費補助

④県産品の販売促進〔4〕

- ・栗林庵県産品応援キャンペーン（オンラインショップ送料負担、割引券プレゼント）

⑤農畜水産業の支援〔387〕

- ・県産畜水産物の学校給食への提供（美味しさや魅力の認知を通じた需要喚起）
- ・農業大学校の研修用機械整備（感染拡大に伴う人手不足解消に向けた農業人材育成）

4. 感染症に強い社会・経済構造の構築

401百万円

①情報技術の普及・浸透〔401〕

- ・中小企業のICT活用（テレワーク、Web会議等）を推進するセミナーの開催等
- ・中小企業等に対するWeb面接システム導入の経費補助
- ・ワークサポートかがわにおいてWebによる採用活動支援や就職活動アドバイスが実施できる環境の整備
- ・かがわ産業支援財団が行う企業向け研修等をオンラインで実施できる環境の整備
- ・県立の高校、中学校、特別支援学校におけるICT環境の整備（GIGAスクール構想加速化事業）
- ・私立学校におけるICT環境の整備支援

(参考) 新型コロナウイルス感染症への対応予算 (令和元年度2月補正～)

(単位:百万円)

項目	令和元年度 2月補正(定例会)	令和元年度 3月補正(専決)	令和2年度 4月補正(臨時会)	令和2年度 6月補正(専決)	令和2年度 6月補正(定例会)	合計
予算総額	3	281	4,203	3,010	3,488	10,985
I 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3	49	2,425		1,866	4,343
① 相談体制の強化			4		39	43
② 衛生用品の確保等		36	294		78	408
③ 検査体制の強化	2		84		27	113
④ 医療提供体制の整備・強化	1		646		1,676	2,323
⑤ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		13	295		1	309
⑥ 福祉サービス提供体制の確保			55		34	89
⑦ 休業要請等への協力促進			1,003			1,003
⑧ 情報発信の強化			17		10	27
⑨ その他			27		1	28
II 雇用の維持・事業の継続			1,312	3,010	22	4,344
① 雇用の維持			630		12	642
② 県内事業者の資金繰り対策			680			680
③ 県内事業者の事業継続支援			2	3,010	10	3,022
III 県民の生活支援		232	449			681
① 県民の生活支援		232	449			681
IV 地域経済の回復・活性化					1,199	1,199
① 事業者のチャレンジ支援					705	705
② 飲食業の支援					80	80
③ 食品産業の支援					23	23
④ 県産品の販売促進					4	4
⑤ 農畜水産業の支援					387	387
V 感染症に強い社会・経済構造の構築			17		401	418
① 情報技術の普及・浸透			17		401	418

新型コロナウイルス感染症対策

(単位:百万円)

項目名	6月 補正予算額	これまでの 累計予算額	6月補正後 累計予算額
○ 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	1,866	2,477	4,343
○ 雇用の維持・事業の継続	22	4,322	4,344
○ 県民の生活支援	—	681	681
○ 地域経済の回復・活性化	1,199	—	1,199
○ 感染症に強い社会・経済構造の構築	401	17	418
合 計	3,488	7,497	10,985

1

I 感染拡大防止対策と 医療提供体制の整備

6月補正予算額: 1, 866百万円

2

1 相談体制の強化

1 帰国者・接触者相談コールセンター運営事業（39百万円）

【内容】

今後の感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症に関する県民からの電話相談に一元的に対応するコールセンターの運営期間を延長等し、運営体制の強化を図るもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部健康福祉総務課

3

2 衛生用品の確保等

1 衛生用品確保事業（15百万円）

【内容】

県有施設等の感染症の予防に必要なマスク、消毒液、非接触型体温計等を確保等するもの。

- ・社会福祉協議会
- ・県立文化施設、サンメッセ香川
- ・警察施設

<問い合わせ先>
政策部文化芸術局文化振興課
健康福祉部健康福祉総務課
商工労働部経営支援課
警察本部会計課

4

2 衛生用品の確保等

2 たすけあいマスクバンク事業（12百万円）

【内容】

企業や団体等からマスクの現物寄付を受付け、基礎疾患を有するなどのマスクが特に必要な方に無償配布するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部健康福祉総務課

3 子ども女性相談センター衛生環境整備事業（1百万円）

【内容】

子ども女性相談センターにおける、感染が疑われる子どもや相談者に対応するための面接室等の確保のため改修を行うもの。

（国10／10）

<問い合わせ先>
健康福祉部子ども家庭課

5

2 衛生用品の確保等

4 公共交通機関感染拡大防止対策支援事業（50百万円）

【内容】

公共交通機関の安全・安心な利用のため、県内の中小交通事業者が行う感染予防対策等に要する経費に対し補助するもの。

【補助対象】

鉄道事業者（琴電）、バス事業者（乗合バス・貸切バス）

タクシー事業者、航路事業者、空港運営会社

【補助率】

3／4

<問い合わせ先>
交流推進部交通政策課

6

3 検査体制の強化

1 環境保健研究センター検査機能強化事業（2百万円）

【内容】

家畜保健衛生所のPCR検査関連機器を環境保健研究センターへ一時移設し、行政検査体制の拡充を図るもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部業務感染症対策課

2 地域外来・検査センター運営事業（25百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症検査体制の拡充のため、臨時的な帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）の運営を市町等に委託するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部業務感染症対策課

7

4 医療提供体制の整備・強化

1 医療搬送体制等確保事業（7百万円）

【内容】

患者搬送の際の感染リスク低減のため、陰圧アイソレーターの整備等を行うもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部業務感染症対策課

2 帰国者・接触者外来整備事業（9百万円）

【内容】

帰国者・接触者外来を設置する医療機関が行う、必要機器等の整備に要する経費に対し補助するもの。

【補助対象】

空気清浄機、パーテーション、個人防護服 等

<問い合わせ先>
健康福祉部業務感染症対策課

8

4 医療提供体制の整備・強化

3 入院医療機関病床確保事業（1,127百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症患者を入院させるための病床の確保に必要な経費に対し補助するもの。

- ・陰圧装置、人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、
個人防護服等の整備
- ・空床補償

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

9

4 医療提供体制の整備・強化

4 軽症者受入体制整備事業（315百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が、医療機関外で療養するための受入施設を確保等するもの。

- ・施設借上げ料
- ・生活支援委託料
- ・医師、看護師人件費 等

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

10

4 医療提供体制の整備・強化

5 医療機関PCR検査機器整備事業（5百万円）

【内容】

医療機関における術前患者等検査用のPCR検査機器の整備に対し補助するもの。

【補助対象】

- ・県内医療機関 等

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

11

4 医療提供体制の整備・強化

6 医療従事者活動支援事業（124百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症患者の治療や看護等に従事する医療従事者（県立病院を除く）の活動を支援するもの。

- ・宿泊費補助 1泊あたり5千円
- ・感染症患者治療等業務手当補助 1日あたり3千円又は4千円

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

12

4 医療提供体制の整備・強化

7 県立病院受入体制整備事業（77百万円）

【内容】

県立病院での新型コロナウイルス感染症患者の受入体制の整備、強化を行うもの。

- ・CDI血液モニター、術前患者等用のPCR検査装置、個人防護服、サーモグラフィーカメラの整備 等
- ・感染症対応職員の宿泊施設確保
- ・特殊勤務手当の特例適用（1日あたり3千円又は4千円）

<問い合わせ先>
病院局県立病院課

13

4 医療提供体制の整備・強化

8 特殊勤務手当特例支給事業（5百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症患者等に接する作業、患者等が使用した物件などの対応業務に従事した職員に対し、国家公務員に準じて特殊勤務手当の特例を設け支給するもの。

- ・支給額：3千円／日（患者等の身体に直接接触し、又は長時間にわたり接する場合は4千円／日）

<問い合わせ先>
総務部人事・行革課
健康福祉部健康福祉総務課
警察本部会計課

14

4 医療提供体制の整備・強化

9 保健師業務体制強化事業（6百万円）

【内容】

感染症対策を行う保健師を増員し、健康福祉部における保健師業務の体制の強化を図るもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部健康福祉総務課

10 感染症対策専門家派遣事業（1百万円）

【内容】

早急に感染拡大防止対策を講じる必要が生じた場合に、感染症対策に係る専門家を派遣し、現場での対応体制の強化を図るもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部業務感染症対策課

15

5 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備

1 県立学校給食食材キャンセル料（1百万円）

【内容】

令和2年3月の県立学校の一斉臨時休業に伴う給食中止によるキャンセル料を、(公財)香川県学校給食会等に対し支払うもの。

(国3/4、県1/4)

<問い合わせ先>
教育委員会保健体育課

16

6 福祉サービス提供体制の確保

1 福祉サービス継続支援事業（34百万円）

【内容】

利用者又は職員に、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した福祉サービス事業所等がサービスを継続して提供するため、代替職員の人件費や事業所等の消毒費用等に対して補助するもの。

- ・介護サービス事業所等、障害福祉サービス事業所等、児童養護施設等（国2／3、県1／3 等）

<問い合わせ先>
健康福祉部長寿社会対策課
健康福祉部障害福祉課
健康福祉部子ども家庭課

17

7 情報発信の強化

1 情報発信強化事業（10百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症に関する情報を正確、迅速に発信するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部健康福祉総務課

8 その他

1 心のケア支援事業（1百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症が長期化することに伴う県民の心身の変調に対応するため、精神保健福祉センターによる相談支援の強化を行うもの。

（国3／4、県1／4）

<問い合わせ先>
健康福祉部障害福祉課

18

Ⅱ 雇用の維持・事業の継続

6月補正予算額:22百万円

19

1 雇用の維持

1 離職者等のための合同企業面接会開催事業（4百万円）

【内容】

離職者や非正規労働者、内定取り消しを受けた者などを主な支援対象として、人手不足分野の企業等とマッチングを図る合同企業面接会等を開催するもの。

＜問い合わせ先＞
商工労働部労働政策課

2 かがわLIVE就職説明会開催事業（3百万円）

【内容】

インターネット上で、就職活動中の学生と県内中小企業が出会う場を創出し、学生の就職活動及び企業の採用活動を支援するもの。

＜問い合わせ先＞
商工労働部労働政策課

20

1 雇用の維持

3 香川県緊急雇用維持助成金支給事業（5百万円）

【内容】

香川県緊急雇用維持助成金の支給事務を行うため、会計年度任用職員4名を雇用しようとするもの。

<問い合わせ先>
商工労働部労働政策課

2 県内事業者の事業継続支援

1 中小企業者等向け経営相談体制強化事業（10百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者等を支援するため、かがわ産業支援財団における助言や各種支援制度の周知・活用等の相談体制の強化を継続するもの。

<問い合わせ先>
商工労働部産業政策課

21

Ⅲ 地域経済の回復・活性化

6月補正予算額: 1, 199百万円

1 事業者のチャレンジ支援

1 前向きに頑張る事業者を応援する総合補助事業（705百万円）

【内容】

本県の社会経済活動の回復や、感染症に強い香川づくりに資する積極的な取組みに対して、幅広く活用できる補助金を交付することにより、前向きに創意工夫を凝らして挑戦する県内事業者を支援するもの。

<問い合わせ先>
政策部地域活力推進課

23

2 飲食業の支援

1 テイクアウト・デリバリー飲食店ポータルサイト構築事業 （7百万円）

【内容】

飲食店のテイクアウトやデリバリーの普及を図るため、こうした取組みを紹介・支援するポータルサイトを構築するもの。

<問い合わせ先>
商工労働部産業政策課

24

2 飲食業の支援

2 外食産業インバウンド需要回復緊急支援事業（73百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染拡大の影響が収束した後のインバウンド需要の回復を推進するため、飲食店が行う衛生管理・空気換気設備等の導入や店舗の改装等に要する経費を補助するもの。

【補助率】

1/2

<問い合わせ先>
農政水産部農政課

25

3 食品産業の支援

1 輸出食品等製造施設整備緊急支援事業（23百万円）

【内容】

輸出に取り組む食品製造事業者等が行う、輸出の維持・回復に必要な施設整備、機器の導入等に要する経費を補助するもの。

【補助率】

1/2

<問い合わせ先>
農政水産部農政課

26

4 県産品の販売促進

1 栗林庵県産品応援キャンペーン事業（4百万円）

【内容】

栗林庵において、県産品購入促進キャンペーンを展開し、県産品の需要喚起を図るもの。

- ・オンラインショップ送料負担
- ・割引券プレゼント

<問い合わせ先>
交流推進部県産品振興課

27

5 農畜水産業の支援

1 県産畜水産物給食提供事業（375百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県産畜水産物について、学校給食への提供を通じて、需要喚起を図るとともに、美味しさや魅力を伝えるもの。

- ・県産和牛、県産養殖魚 など

（国10／10）

<問い合わせ先>
農政水産部畜産課
農政水産部水産課

28

5 農畜水産業の支援

2 農業労働力確保緊急支援事業（12百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染拡大による人手不足の解消に必要となる農業人材を育成するため、農業大学校に研修用機械を整備するもの。

・研修用トラクター 2台

<問い合わせ先>
農政水産部農業経営課

29

IV 感染症に強い社会・経済 構造の構築

6月補正予算額:401百万円

30

1 情報技術の普及・浸透

1 中小企業等ICT活用推進事業（3百万円）

【内容】

テレワークやWeb会議、Web面接などのICT活用により、感染症リスクに対応した業務形態や働き方への転換を促進するため、セミナーを開催等するもの。

<問い合わせ先>
商工労働部労働政策課

2 中小企業等Web面接導入推進事業（2百万円）

【内容】

中小企業等が行うWeb面接システムの導入に要する経費を補助するもの。

【補助率】

補助率3/4(補助上限額10万円)

<問い合わせ先>
商工労働部労働政策課

31

1 情報技術の普及・浸透

3 ワークサポートかがわWeb活動支援事業（2百万円）

【内容】

ワークサポートかがわにおいて、Webによる採用活動の機会の提供や、Webによる就職活動に関する助言指導等が実施できる環境整備を行い、企業の採用活動及び若者の就職活動を支援するもの。

<問い合わせ先>
商工労働部労働政策課

4 企業向けオンライン研修等事業（3百万円）

【内容】

かがわ産業支援財団が行う企業向け研修等をオンラインで行うことができるよう、環境整備を行うもの。

<問い合わせ先>
商工労働部労働政策課

32

1 情報技術の普及・浸透

5 GIGAスクール構想加速化事業（374百万円）

【内容】

県立の高校、中学校、特別支援学校におけるICT環境の整備を前倒して行うもの。

- ・ タブレット端末整備
(高校1台／3人、中学校1台／1人、特支小中学部1台／1人・高等部1台／3人)
- ・ 電子黒板、Webカメラ
- ・ 入出力支援装置(特別支援学校のみ)
- ・ 貸与用モバイルルーター(通信環境のない家庭貸出用)

<問い合わせ先>
教育委員会保健体育課
教育委員会特別支援教育課

33

1 情報技術の普及・浸透

6 私立学校ICT教育施設設備整備促進事業（17百万円）

【内容】

私立学校におけるICT環境の整備を支援するため、必要となる経費を補助するもの。

<問い合わせ先>
総務部総務学事課

34

感染予防対策期における対策について (6月19日以降)

令和2年5月26日

令和2年6月1日改正

令和2年6月15日改正

○対策の考え方

緊急事態宣言が解除された後は、国の基本的対処方針（5月25日変更）に沿って、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、本県の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や催物（イベント等）の開催制限等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。

移行期間は、概ね3週間ごと（①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）として、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限等を段階的に緩和する。

なお、③の期間終了後の取扱いについては、今後検討する。

1. 県民への協力依頼等

(1) 外出の自粛等

○5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（5都道府県）との移動にかかる外出自粛の協力依頼を緩和

○これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、感染防止対策の徹底等により一定の安全性が確保されることを前提に、外出自粛の協力依頼を緩和

別紙1：業種別ガイドライン

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力依頼等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続を働きかけ

別添1（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

別添2（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」（省略）

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

2. 事業者への協力依頼等

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼

別添3（省略）：業種別ガイドライン

別添4（省略）：今後における適切な感染防止対策

※県外客の利用自粛を促す対策、特売・ポイントセール等の自粛は協力依頼しない

○引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを推進することを協力依頼

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを依頼

3. 催物（イベント等）の開催

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、①～③の期間ごとに、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。

別紙2：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で、開館

別添5（省略）：県有施設等における対応

5. 観光振興

○観光振興の観点からの人の移動については、まずは、県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施する。

業種別ガイドライン策定状況

6月13日時点

	業種	団体名	担当省庁名	策定期日
1	①劇場、観覧場、 映画館、演芸場	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	5月14日
2		全国興行生活衛生同業組合連合会（映画館）	厚生労働省	5月14日
3		全国興行生活衛生同業組合連合会（演芸場）	厚生労働省	5月29日
4		一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	経済産業省 文部科学省	5月25日
5		クラシック音楽公演運営推進協議会	文部科学省	6月12日
6		緊急事態舞台芸術ネットワーク	文部科学省	6月中旬
7	②集会場、公会堂	公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	5月14日
8	③展示場	一般社団法人 日本展示会協会	経済産業省	6月10日
9	④体育館、水泳場、 ボウリング場、 運動施設、遊技場	公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	5月14日
10		公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	5月14日
11		一般社団法人 日本女子サッカーリーグ	文部科学省	6月2日
12		一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	5月14日
13		公益社団法人 日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	5月14日
14		公益財団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	5月14日
15		一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	5月14日
16		一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁	5月14日
17		全国麻雀業組合総連合会	警察庁	5月14日
18		パチンコ・パチスロ産業21世紀会	警察庁	5月14日
19		公益財団法人 日本ゴルフ協会 公益社団法人 日本プロゴルフ協会 一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会 一般社団法人 日本ゴルフツアー機構 一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	文部科学省	5月20日
20		公益社団法人 日本ボウリング場協会	経済産業省	5月21日
21		公益社団法人 日本プロボウリング協会	文部科学省	6月中旬

22		一般社団法人 日本レジャーダイビング協会 スクーバダイビング事業協同組合	経済産業省	5月21日
23		一般社団法人 日本野球機構	文部科学省	6月中旬
24		東日本遊園地協会 西日本遊園地協会等	経済産業省	5月22日
25		一般社団法人 日本スイミング協会	経済産業省	6月中旬
26		一般社団法人 日本フィットネス産業協会	経済産業省	5月26日
27	⑤博物館、美術館、 図書館	公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省	5月14日
28		公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	5月14日
29		公益社団法人 全国学校図書館協議会	文部科学省	6月中旬
30	⑥遊興施設	地方競馬全国協会	農林水産省	5月27日
31		一般社団法人 ライブハウスコミッション 非営利活動法人 日本ライブハウス協会 飲食を主体とするライブスペース運営協議会 日本音楽会場協会	厚生労働省	6月13日
32		全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	6月13日
33		一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会 一般社団法人 カラオケ使用者連盟 一般社団法人 全国カラオケ事業者協会	経済産業省 文部科学省	5月25日
34		公益社団法人 全国競輪施行者協議会 全国小型自動車競走施行者協議会 公益財団法人 J K A 一般財団法人 東日本小型自動車競走会 一般財団法人 西日本小型自動車競走会 一般社団法人 日本競輪選手会 一般社団法人 全日本オートレース選手会 一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会	経済産業省	5月28日
35		一般社団法人 ナイトクラブエンターテイメント協会 西日本クラブ協会 ミュージックバー協会	警察庁	6月13日
36		ボートレースコロナ対策決定本部	国土交通省	5月20日

37	⑦自動車教習所、 学習塾等	公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	5月14日
38		特定非営利活動法人全国検定振興機構	文部科学省	6月中旬
39		一般社団法人 全国外国語教育振興協会	経済産業省	5月27日
40		一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	経済産業省	5月30日
41		全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	5月14日
42		全国届出自動車教習所協会	警察庁	5月14日
43	⑧医療サービス	一般社団法人 日本総合健診医学会 公益社団法人 日本人間ドック学会 公益財団法人 結核予防会 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 公益財団法人 日本対がん協会 公益社団法人 全日本病院協会 一般社団法人 日本病院会 公益財団法人 予防医学事業中央会	厚生労働省	5月14日
44	⑨インフラ運営等	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	5月14日
45		一般社団法人 全国LPガス協会	経済産業省	5月14日
46		全国石油商業組合連合会	経済産業省	5月14日
47		公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省	5月14日
48		一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省	5月14日
49		東日本高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
50		中日本高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
51		西日本高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
52		首都高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
53		阪神高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
54		本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	5月14日
55		一般社団法人 全国建設業協会	国土交通省	5月15日
56		一般社団法人 日本建設業連合会	国土交通省	5月18日
57		一般社団法人 住宅生産団体連合会	国土交通省	5月21日
58		一般社団法人 日本埋立浚渫協会 一般社団法人 日本海上起重技術協会 一般社団法人 日本潜水協会 日本港湾空港建設協会連合会 全国浚渫業協会	国土交通省	5月18日
59		一般社団法人 電気通信事業者協会	総務省	5月18日

60	⑩飲食料品供給	一般財団法人 食品産業センター	農林水産省	5月14日	
61		公益社団法人 中央畜産会	農林水産省	5月14日	
62		公益社団法人 大日本農会	農林水産省	5月14日	
63		一般社団法人 日本林業協会	農林水産省	5月14日	
64		全国漁業協同組合連合会 一般社団法人 大日本水産会	農林水産省	5月14日	
65		全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 一般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 東京食肉市場卸商協同組合 一般社団法人 日本花き卸売市場協会 一般社団法人 全国花卸協会 一般社団法人 全国水産卸協会 全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会	農林水産省	5月14日	
66		一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省	5月14日	
67		一般社団法人 日本外食品流通協会	農林水産省	5月14日	
68		全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	6月12日	
69		全国食肉生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	6月12日	
70		全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	6月12日	
71		全国給食事業協同組合連合会	農林水産省	5月14日	
72		一般社団法人 日本給食品連合会	農林水産省	5月14日	
73		酒類業中央団体連絡協議会	財務省	5月29日	
74		⑪食堂、レストラン 喫茶店等	一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会 一般社団法人 日本フードサービス協会	厚生労働省 農林水産省	5月14日
75			一般財団法人 カクテル文化振興会 一般社団法人 日本バーテンダー協会 一般社団法人 日本ホテルバーメンズ協会	厚生労働省	6月2日
76			一般社団法人 日本旅客船協会 屋形船東京都協同組合 東京湾屋形船組合 江戸屋形船組合	国土交通省	6月11日

77	⑫生活必需物資供給	オール日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 日本小売業協会 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 日本専門店協会 日本チェーンストア協会 日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 日本百貨店協会 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会	経済産業省 農林水産省	5月14日
78		大手家電流通協会	経済産業省	5月14日
79		日本書店商業組合連合会	経済産業省	5月14日
80		日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	経済産業省	5月14日
81		全国商店街振興組合連合会	経済産業省	5月14日
82	⑬生活必需サービス	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	厚生労働省 国土交通省	5月14日
83		一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省	5月14日
84		一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省	5月14日
85		全国質屋組合連合会	警察庁	5月14日
86		特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会	経済産業省	5月21日
87		全国理容生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月29日
88		全日本美容業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月29日
89		全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月29日
90		全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月29日
91		一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	経済産業省	5月29日
92	⑭ごみ処理	一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	5月14日

93	⑮冠婚葬祭	公益社団法人 日本プライダル文化振興協会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	5月14日	
94		日本バンケット事業協同組合	経済産業省	5月21日	
95		一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	経済産業省	5月26日	
96		全日本葬祭業協同組合連合会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	5月29日	
97	⑯メディア	一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	5月13日	
98		日本放送協会	総務省	5月14日	
99		一般社団法人 衛星放送協会	総務省	5月14日	
100		一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	5月14日	
101		一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	5月14日	
102		一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	5月14日	
103		一般社団法人 日本音声製作者連盟	経済産業省	5月26日	
104	⑰個人向けサービス	協同組合 日本写真館協会	経済産業省	5月21日	
105		一般社団法人 日本コールセンター協会	経済産業省	5月21日	
106		公益社団法人 日本訪問販売協会	経済産業省	6月中旬	
107		一般社団法人 全国ペット協会	環境省	6月1日	
108		一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 全国オートバイ協同組合連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 一般財団法人 日本自動車購入協会 一般社団法人 日本自動車査定協会 一般社団法人 日本オートオークション協議会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本二輪車オークション協会 一般社団法人 中古二輪自動車流通協会	経済産業省	5月27日	
109		⑱金融	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	5月14日
110			日本証券業協会	金融庁	5月14日
111	一般社団法人 全国信用金庫協会		金融庁	5月15日	
112	一般社団法人 全国信用組合中央協会		金融庁	5月15日	
113	一般社団法人 全国労働金庫協会		金融庁	5月15日	
114	一般社団法人 生命保険協会		金融庁	5月15日	

115	一般社団法人 損害保険協会	金融庁	5月15日
116	一般社団法人 日本クレジット協会	経済産業省	5月26日
117	公益社団法人 リース事業協会	経済産業省	5月29日
118	鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等）	国土交通省	5月14日
119	公益社団法人 日本バス協会	国土交通省	5月14日
120	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省	5月14日
121	一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	5月14日
122	公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	5月14日
123	日本内航海運組合総連合会	国土交通省	5月14日
124	一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	5月14日
125	一般社団法人 日本船主協会	国土交通省	5月14日
126	一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	5月14日
127	日本船舶代理店協会	国土交通省	5月14日
128	外航船舶代理店業協会	国土交通省	5月14日
129	定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省	5月14日
130	一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	5月14日
131	一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	5月14日
132	一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	5月14日
133	公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合	国土交通省	5月14日
134	全国トラックターミナル協会	国土交通省	5月14日
135	日本郵便株式会社	総務省	5月15日
136	一般社団法人 日本港運協会	国土交通省	5月18日

⑩物流、運送

137	⑳製造業全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	5月14日
138		一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	5月14日
139		一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	5月14日
140		一般社団法人 情報サービス産業協会	経済産業省	5月18日
141	㉑オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	5月14日
142		一般社団法人 日本ビルヂング協会連合会	国土交通省	5月29日
143	㉒企業活動、 治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	5月14日
144		公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	5月29日
145	㉓行政サービス	日本公証人連合会	法務省	5月14日

※上記のほか、学校、医療機関、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設、建設業等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等 地域の行事	
				全国的・広域的	
【移行期間】 ①の期間 ～6月18日	○ 【100人又は50% (注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	X	X	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
②の期間 ①の期間から 約3週間後 (6.19～7.9)	○ 【1,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
③の期間 ②の期間から 約3週間後 (7.10～7.31)	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するものは、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 ③の期間から 約3週間後 (8.1を別途)	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するものは、厳格なガイドラインによる対応	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	△ 【十分な間隔】 (できるだけ2m) ※感染状況を踏まえて判断	

(注) 屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔(できるだけ2m)を確保

③の期間終了後の取扱いについては、今後検討

避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針(概要)

【現状・課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波が懸念される中、災害の危険が迫ったら、自分の命を守るため、躊躇なく避難行動をとってもらう必要があるが、その際には、感染症に十分注意する必要がある。
- ・市町が避難所を開設する際には、感染症対策として、3密(密閉・密集・密接)を回避するなど十分な対策を講じる必要がある。

課題等	対応・取組み等
<p>① 県民の適切な避難行動への理解促進</p> <p>・感染リスクを危惧して、避難所へ行かないなど避難行動をとらないおそれがあるため、平時から地域の災害リスクの把握し、避難所等の経路確認など避難行動を考えてもらうとともに、避難所以外の避難についても検討してもらう必要がある。</p>	<p>○県、市町による住民への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時からハザードマップ等を活用した地域の災害リスクの把握と避難所の位置、経路の確認 ・自宅が安全な場合は、在宅避難や安全な地域の親戚、知人宅等の避難など適切な避難行動 ※県広報誌折込リーフレット(THE かかわ7月号)、ホームページ等 <p>○防災アプリ「香川県防災ナビ」等による適切な避難行動の支援</p> <p>○非常用持出品に加えて、マスク、消毒液、体温計等の持参</p>
<p>② 避難所の3密(密閉・密集・密接)の回避</p> <p>・多くの避難者が密集すると、十分な間隔が確保できず、3密になることが懸念されるため、3密を回避するための対策を講じる必要がある。</p>	<p>○避難所における3密(密閉・密集・密接)対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の風水害等の実績などを踏まえた想定避難者数の確認 ・世帯間で概ね2m以上(最低でも1m)の間隔を確保した場合の収容人数確認 ・スペースが確保できない場合は通常使用していない部屋や施設の開放 ・不足する場合は、指定避難所以外の避難場所の選定・確保の検討 <p>○ホテル・旅館等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県ホテル旅館生活衛生同業組合との協定にかかる「帰宅困難者の一時滞在受入協力宿泊施設一覧」を活用 →借上げ等について臨時交付金の活用対象 <p>○高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館等を活用する場合の要配慮者の優先順位の検討 ・災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定に基づく要請
<p>③ 避難所等における生活環境の確保</p> <p>・避難所開設に当たっては、避難者(個人又は世帯)間の間隔の確保のほか、マスクの着用や手指消毒など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を踏まえた生活環境を確保する必要がある。</p>	<p>○避難所内のスペース確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者間で十分な間隔が確保できない場合、飛沫感染防止のため、パーティションを配置 ・発熱等症状が出た者のため、個室(もしくは専用ゾーン)及び専用のトイレの確保 <p>○マスク、消毒液、体温計、パーティション等物資・資機材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> →県「災害に強い香川づくり」補助金、臨時交付金の活用対象 県においても、感染症対策に必要な物資・資機材を確保 ・避難所以外の避難者への物資の供給等の対応 <p>○避難所開設時の感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の受付で、体調に関する問診及び検温等の実施 ・定期的な換気及び接触が頻繁な場所(ドアノブ等)の定期的な消毒の実施 ・避難者に対して、マスク着用、手洗いや咳エチケット等の周知・徹底
<p>④ 健康管理、発熱等の症状が出た場合の対応</p> <p>・避難所を開設した際には、保健福祉部門と連携し、避難者の健康状態の管理のほか、発熱等の症状が出た場合の対応、連絡体制を構築する必要がある。</p>	<p>○避難所には、保健師等を巡回させるなど、定期的な健康管理の実施</p> <p>○発熱等の症状が出た場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の個室(もしくは専用ゾーン)への案内 ・避難所職員等が各保健所へ相談、必要な場合は指定医療機関等で受診 ・陽性の場合、避難所個室等の閉鎖・消毒など保健所へ相談

避難所における新型コロナウイルス 感染症対策指針

令和 2 年 6 月
香 川 県

はじめに

香川県では、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、県内市町と連携し、検査・医療体制の充実などに全力をあげるとともに、県民や県内事業者の皆様にご協力をいただき、外出自粛や施設の使用制限の要請、学校休業などを実施し、感染拡大の大きな波を収束の方向に向かわせることができました。

一方、新型コロナウイルスへの対応は予断を許さず、また、第2波や第3波など長期にわたることも想定されることから、県民の皆様には、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践していただき、感染拡大を防止しつつ、社会経済活動を維持・回復させていくことが求められています。

こうした中、風水害や地震などの自然災害の発生やその恐れがある場合には、市町は避難情報を発令し、必要に応じて避難所の開設、住民の受け入れを行うこととなります。しかしながら、これまでの避難所運営においては、3つの密（密閉、密集、密接）になりやすく、新型コロナウイルス感染症が拡大しやすい環境にあると言えます。このため、避難情報が発令された際には、避難所での3つの密の懸念から、避難を躊躇する方への対応や、避難所で発熱症状などが出た方の専用スペースの確保、さらには、感染防止対策に必要な備品の整備など、感染症拡大防止を踏まえた避難所運営には、多岐にわたる課題が想定されます。

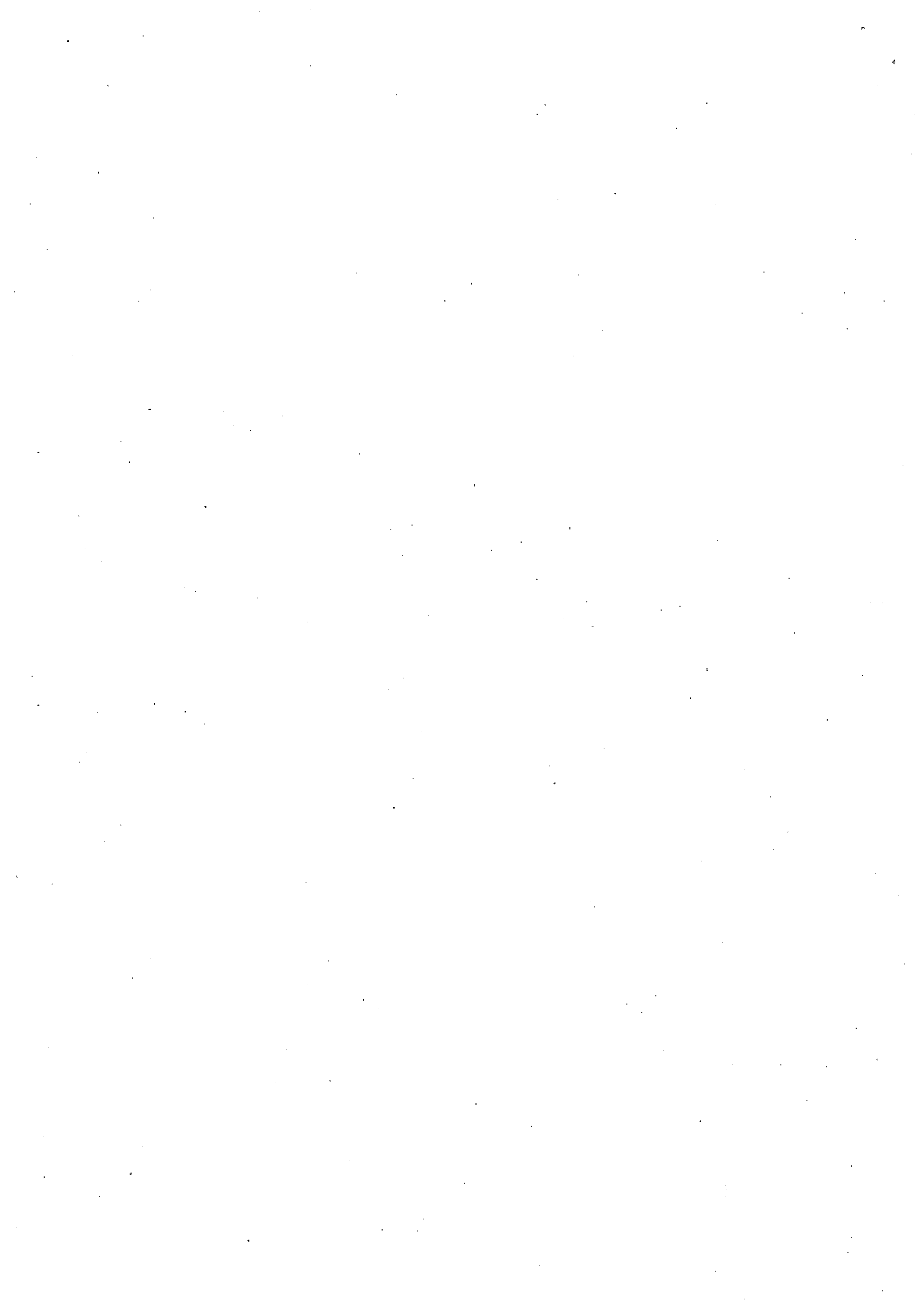
県では、本年4月30日付けで、県内市町に対し「避難所における新型コロナ感染症対策への対応について」を発し、各市町が感染防止対策の徹底を図り、適切な避難所運営が行えるよう、留意事項等を通知したところですが、今回、これまでの市町の避難所運営に係る指針として作成してきた『避難所管理運営指針（平成26年3月）』を踏まえつつ、新たに「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」を別途作成しました。

市町におかれましては、本指針を参考に、それぞれの地域の実情を十分踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営の強化に努めていただきたいと思います。

なお、本指針は、指定避難所の運営に係る留意すべき事項をまとめたものですが、必要に応じて指定避難所以外の避難場所を確保する場合においても感染防止対策を講じていただく必要があります。指針の内容に準じた適切な運営をお願いします。

目次

1	県民の適切な避難行動への理解促進	1
	(1) 適切な避難行動の周知・徹底	
	(2) 適切な避難行動への支援	
	(3) 必要な物資等の持参の啓発	
2	避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避	2
	(1) 避難所における収容人数の確認	
	(2) 3密（密閉・密集・密接）を回避するための対策	
3	避難所等における生活環境の確保	4
	(1) 避難所開設に当たっての準備	
	(2) 避難所開設時の感染防止対策	
4	避難所等における健康管理、発熱等の症状が出た場合の対応	6
	(1) 保健福祉部門との連携等	
	(2) 特に配慮が必要な避難者への対応の検討	
	(3) 避難者の健康管理	
	(4) 発熱等の症状が出た者への対応	
	(5) その他	



1 県民の適切な避難行動への理解促進

避難所での感染リスクを危惧して、避難行動をとらないおそれがあるため、平時から地域の災害リスクを把握し、適切な避難行動を考えてもらうため、次の点について、広報誌やホームページ、防災行政無線等を活用して、広く住民に周知する。

(1) 適切な避難行動の周知・徹底（避難とは「難」を「避」けることの徹底）

- ・平時から、ハザードマップ等を活用して、地域の災害リスクを把握するとともに、指定避難所の位置、経路等を確認するよう周知・徹底する。
- ・自宅で安全が確保できる場合は、必ずしも避難場所に行く必要がないことを住民に周知する。
- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難や、安全な場所（学校のグラウンド等）における車中泊等についても検討するよう周知する。
- ・新たに開設する多様な避難場所について、あらかじめ周知しておくとともに、その位置や避難経路を確認するよう徹底する。

(2) 適切な避難行動への支援

- ・テレビやラジオ、防災行政無線に加え、防災アプリ「香川県防災ナビ」や防災情報メールなどの多様な情報入手方法を周知することにより、県民の適切な避難行動を支援する。

(3) 必要な物資等の持参の啓発

- ・非常用持出品に加え、マスク、体温計、アルコール消毒液などについても、できる限り、日頃から準備し、持参することを啓発する。

2 避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避

避難所を開設する際、多くの避難者が密集すると、十分な間隔が確保できず、3密になることが懸念されることから、次の点に留意する。

(1) 避難所における収容人数の確認

- ・過去の風水害等の実績により避難者数（密集傾向にある避難所等）を確認する。
- ・浸水想定区域等ハザードマップにおける被害が想定される避難者数と避難所収容人数を確認する。
- ・上記での検証を踏まえ、世帯間で概ね2m（最低でも1m）の間隔や、人との交差を避けるための十分な通路幅（2m）を確保した場合の収容人数を確認する。

(2) 3密（密閉・密集・密接）を回避するための対策

① 指定避難所以外の避難所の確保等の検討

- ・上記（1）により、十分なスペースが確保できない場合、地域の実情を踏まえ、指定避難所において通常使用していない部屋や施設、指定避難所以外の避難場所の活用を検討する。
- ・災害の規模に応じて、段階的な避難所開設を行っている場合には、第一段階から通常使用していない部屋や施設を開放することも検討する。

② ホテル・旅館等の活用

- ・ホテル・旅館等については、地域の実情を踏まえ、他の開設可能な公共施設の活用を十分検討したうえで、なお避難所の不足が予測される場合に活用を検討する。
- ・ホテル・旅館等を避難所として活用する場合は、県と香川県ホテル旅館生活衛生同業組合と「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」（令和元年5月）を締結した際に作成した「帰宅困難者の一時滞在受入協力宿泊施設一覧」を活用して、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、個別にホテル・旅館等に事前に相談しておく。
- ・ホテル・旅館等への避難については、県と香川県ホテル旅館生活衛生同業組合との協定内容を踏まえ、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の優先順位を検討する。
- ・避難者等への周知方法については、ホテル・旅館等と調整のうえ、検討するとともに、指定避難所から移動する場合は、移動方法についても検討する。
- ・国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修施設などについては、国等と連携して提供されるリストなどの情報を基に、必要に応じ、活用に向けて検討、調整を行う。
 - ホテル・旅館等や国等が所有する研修施設などの借上げ、当該施設の輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」）の活用対象

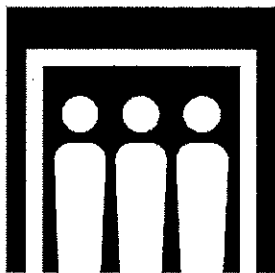
③ 高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者への対応

- ・避難行動要支援者名簿により、支援者や地域の協力を得て、適切な避難行動に関する支援体制を確認するなど、個別計画の作成を進める。

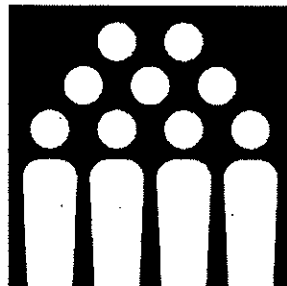
- ・福祉避難所として活用する協力施設等と協議し、上記（１）と同様に、スペースの確保等について検討する。
- ・高齢者については、県及び高松市と香川県老人福祉施設協議会、香川県老人保健施設協議会との「災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定」に基づく要請を行う。

④ 避難所職員の確保の検討

開設する避難所等が増加する場合、各市町の職員数によっては、各避難所の担当職員の配置が困難になる可能性があることから、各市町のBCPに基づく職員の配置計画を十分検討するとともに、自主防災組織や自治会など地域の協力も得られるよう、事前に協議する。



密閉回避



密集回避



密接回避

3 避難所等における生活環境の確保

避難所の開設に当たっては、避難者（個人又は世帯）間の間隔の確保のほか、マスクの着用や手指消毒など感染拡大を予防する「新しい生活様式」を踏まえた生活環境を確保する必要があることから、次の点に留意する。

(1) 避難所開設に当たっての準備

① 避難者間のスペースの確保の検討

- ・避難者（個人又は世帯）ごとの間隔を、可能な限り2 m（最低1 m）確保する。
- ・十分な間隔が確保できない場合は、飛沫感染防止のため、少なくとも座位で口元より高いパーティション（高さ1～2 m）の間仕切りを配置する。
※1人当たりの居住面積は、「避難所管理運営指針」の望ましい基準（3.5 m²）を考慮しつつ、避難生活の長期化も見据え、可能な限り広く確保する。
- ・人の交差を防ぐため、通路幅を可能な限り2 m程度確保し、避難所内の導線を一定にする。

② 避難所内で発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保の検討

- ・発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースについて、個室（不断使用していない部屋や、学校の体育館が避難所となっている場合は空き教室等の専用ゾーン）及び専用のトイレを確保する。
- ・個室の確保が難しい場合は、パーティション（高さ1～2 m）の間仕切りを配置するなど一般の避難者とはゾーンを区別し、動線を分けるなど工夫する。
- ・施設の制約等から専用スペースの確保が難しい場合は、必要に応じて専用の避難所を設けることも検討する。

③ 必要な物資・資機材の確保等

【感染症対策】

- ・感染症対策として、マスク、消毒液、体温計、ハンドソープ、ペーパータオル、次亜塩素酸溶液（清掃用）、洗剤、ゴミ袋等を用意する。
- ・そのほかスペース確保のため、パーティション、ビニールシート、テント、簡易トイレ等を確保する。
- ・避難所運営職員等のため、使い捨て手袋、フェイスシールド、ガウンの確保も検討する。
→避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として確保する物資や資機材の費用については、県「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業補助金及び臨時交付金の活用対象であるほか、県においても、感染症対策に必要な物資・資機材を確保。

【その他】

- ・車中泊を想定し、エコノミークラス症候群対策（弾性ストッキングの確保）や熱中症対策等にも考慮する。
- ・指定避難所以外の避難者の把握に努め、物資の供給体制を構築する。

(2) 避難所開設時の感染防止対策

① 受付での対応

- ・避難所の受付では、一般の避難者や要配慮者、発熱者等を振り分けるために、対応する受付場所の表示を掲示するほか、受付待ちの避難者が距離を確保できるよう、床に線等で表示するなどの準備を行っておくことが望ましい。
- ・事前に検討した避難所内での専用スペースについて、発熱等の症状が出ている人が行動するゾーンや動線を分離し、他の避難者と接触することがないように留意する（入所時のチェックシートについては別紙1のとおり）。
- ・避難所の受付では、手指の消毒、体調に関する問診及び検温を行い、咳、発熱等症状が出ていない場合においても原則マスクの着用を呼びかける。

② 避難所の衛生環境の確保

- ・避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等には手指消毒液を設置する。
- ・避難所内は定期的に換気し、避難者間のスペース確保に十分留意する。
※台風等により、換気ができない場合は、空気清浄機の活用を検討する。
- ・避難所内は定期的に清掃するほか、接触が頻繁な場所（ドアノブ、トイレの便座、水洗レバー等）の定期的な消毒を行うなど、衛生環境を確保する。

③ 避難者への周知・徹底

- ・避難者に対しては、マスク着用を基本とし、手洗いや咳エチケット等の「新しい生活様式」を徹底するよう周知・徹底する。
- ・物資の配布時間を細かく設定して、一同に集合しないよう調整するなど、避難者の密集・密接を回避する。
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理する。
- ・食事時間を調整することや対面での食事や会話を控えるなど、食事の際の3密対策を講じるとともに、食品や物資の手渡しは控えるよう周知する。
- ・避難者には、毎日の検温や体調確認を行い、発熱等の症状があった場合は、直ちに職員に申し出るよう周知する。
- ・避難所内に感染防止対策にかかるポスター等を掲示し、周知啓発を行う。



換気



手洗い



咳エチケット

4 避難所等における健康管理、発熱等の症状が出た場合の対応

避難所を開設した際には、保健福祉部門と連携して、避難者の健康管理や、発熱等の症状が出た場合の専用ゾーンへの案内のほか、保健所等との連絡体制の構築が必要となることから、次の点に留意する。

(1) 保健福祉部門との連携等

避難所運営を所掌する各市町の危機管理部門と感染者情報や専門的知見を有する保健所等との事前の連携体制構築が必要である。

① 具体的な準備の検討

避難所における基本的な感染症対策や、体調不良者が発生することを想定した避難所での事前のゾーニングのほか、自宅療養者や濃厚接触者は保健所から人との接触について制限を受けていることから、感染拡大防止のため、一般の避難者との混在を避ける必要がある。

このため、県の保健所と各市町の保健福祉部門と危機管理部門（高松市では市保健所と危機管理部門）が密接に連携を図り、災害発生時の対応について事前に検討を行う必要がある。

② 医療機関等との連携

避難者の健康状態の確認について、保健所及び保健福祉部門と以下の項目について事前に検討を行う必要がある。

- ・必要に応じて医師の診察を受けられるよう、地域の病院や医師会などとも連携を図る。
- ・感染が疑われる場合の搬送方法については、保健所のほか、消防機関などとの連携体制を構築する。

(2) 特に配慮が必要な避難者への対応の検討

新型コロナウイルス感染症の自宅療養を行う方等がいる場合の対応については、保健所や市町の保健福祉部門と十分に連携した上で、対応を事前に検討しておく必要がある。

【自宅療養者】

- ・新型コロナウイルス陽性者は、病院や宿泊療養施設等に入所いただくことを原則としているが、様々な理由により自宅療養者となる対象者が出たような場合には、保健所と各市町の保健福祉部門を通じて、危機管理部門が連携し、災害時の専用避難所や専用スペースを決定しておく。
- ・併せて、一般の避難所に避難されてきた場合のゾーニングも検討しておく。この専用避難所の情報については、平時から自宅療養者に対し健康観察を行っている保健所があらかじめ自宅療養者に周知するなどの対応を行う。

【濃厚接触者】

- ・濃厚接触者については、病院や宿泊療養施設等に入院等する必要はないが、自宅療養者と同様、他者との接触を避ける必要があるため、保健所と各市町の保健福祉部門を通じて、危機管理部門が連携し、災害時の専用避難所や専用スペースを決定しておく。
- ・併せて、一般の避難所に避難されてきた場合のゾーニングも検討しておく。この専用避難所の情報については、平時から濃厚接触者に対し健康観察を行っている保健所が、あらかじめ濃厚接触者に周知するなど対応を行う。

(3) 避難者の健康管理

- ・避難所には、保健師等を配置又は巡回させ、避難者の健康状態を定期的に確認する。
- ・特に、高齢者や基礎疾患を有する者等は、感染した場合、重症化するリスクが高いため、健康状態の確認に十分留意する。
- ・指定避難所以外の避難者（ホテル・旅館、車中泊）の健康管理も実施できるよう、体制を検討する。
- ・避難所運営担当職員やボランティア等の健康管理にも留意する。

(4) 発熱等の症状が出た者への対応

- ・以下の症状の場合は、速やかに専用スペースに誘導し、感染対策を行ったうえで、症状を聞き取り、早急に保健所等に相談する（詳細なフローについては別紙2のとおり）。
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 高齢者や基礎疾患がある方、透析を受けている方、抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ・発熱者等が利用したエリアについては、受診結果等の状況を確認しつつ、一旦閉鎖するなどの対応を検討し、必要に応じて消毒を行う。
- ・医療機関へ引き継ぐ際、健康状態を確実に伝達できるよう、予め避難者自身が経過観察記録をつけることが望ましい。

(5) その他

- ・避難所運営担当職員に対し、従来の避難所運営との相違点を確認するなど感染症対策の研修を行うほか、円滑な避難所運営を図るため、定期的な訓練の実施を検討する。
- ・今後、新型コロナウイルス感染症の状況の変化や、国等から示される新たな知見等を踏まえ、必要に応じて、対応を検討するものとする。

避難者入所時チェックシート

〇 〇 避難所

① 記入日	年 月 日	② 氏名	
③ 体温	度		

④確認事項

<input type="checkbox"/>	風邪の症状や発熱が数日間続いている
<input type="checkbox"/>	強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある
<input type="checkbox"/>	激しい咳症状がある
<input type="checkbox"/>	基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患など)がある
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス陽性者と判定を受け、経過観察中である
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触者としたことがあり、保健所の経過観察が終わっていない
<input type="checkbox"/>	直近2週間以内で海外の渡航歴がある
<input type="checkbox"/>	その他、体調が優れない(味覚・嗅覚異常なども含む)

⑤その他、備考

--

※いずれかに該当する場合は、すぐに避難所職員に申し出てください。

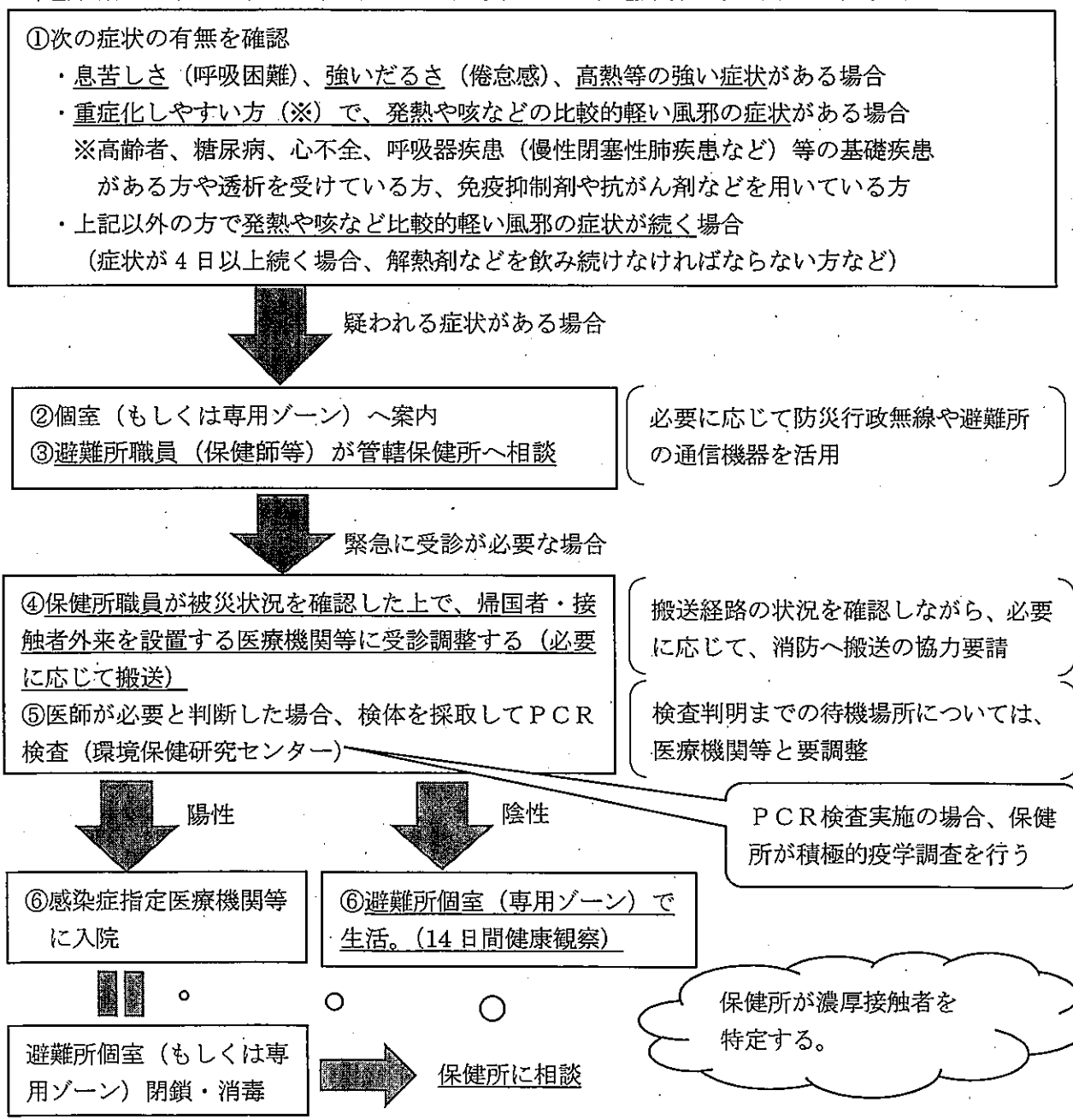
体温	
----	--

確認者	
-----	--

1 避難所開設時

- ①避難所の受付において配付用マスク、手指消毒液、体温計（非接触型体温計が望ましい）を設置
- ②避難所において、世帯間で可能な限り2mの間隔を確保し必要に応じてパーティションを活用
- ③予め、避難所内で発熱、咳等の症状が出た者のため、可能な限り個室の確保を検討
(難しい場合は、動線を分けたうえで、一般の避難者とはゾーンを区別して確保)
- ④避難所の受付において、問診（検温）の実施

2 避難所受入時（避難生活時は、日々の健康管理又は、避難者の申し出により対応）



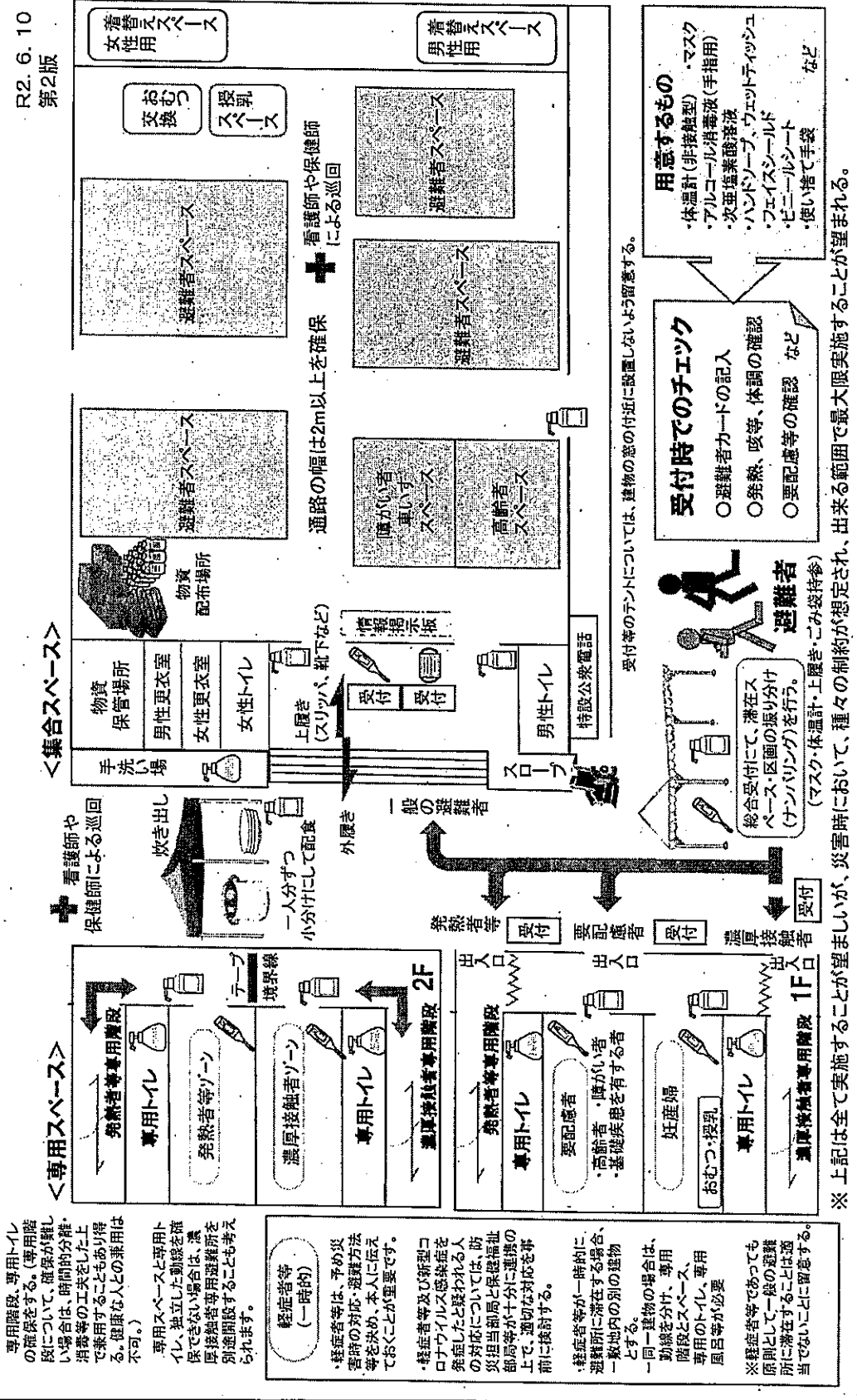
(*家族や濃厚接触者は保健所の指示のもと、健康観察、個室管理等の対策を行う)

各保健所連絡先一覧

施設名	電話番号	FAX 番号	管轄
高松市保健所	087(839)2860	087(839)2879	高松市
小豆総合事務所	0879(62)1373	0879(62)1384	土庄町、小豆島町
東讃保健福祉事務所	0879(29)8261	0879(42)5881	さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町
中讃保健福祉事務所	0877(24)9962	0877(24)8341	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
西讃保健福祉事務所	0875(25)2052	0875(25)6320	観音寺市、三豊市

※時間外は、警備会社または宿直から担当者へ連絡し対応することになります。

新型コロナウイルス感染症対応態時の避難所レイアウト (例) <避難受付時>



R2. 6. 10
第2版

<集合スペース>

<専用スペース>

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離、消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等 (一時的)

軽症者等は、平め災害時の対応・避難方法等を求め、本人に伝えておくことが重要。

軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一般地内の別の建物とする。

一回一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一時的避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

- ### 用意するもの
- 体温計(非接触型)
 - アルコール消毒液(手指用)
 - 次亜塩素酸溶液
 - ハンカチ、ウェットティッシュ
 - フェイスマスク
 - ビニールシート
 - 使い捨て手袋 など

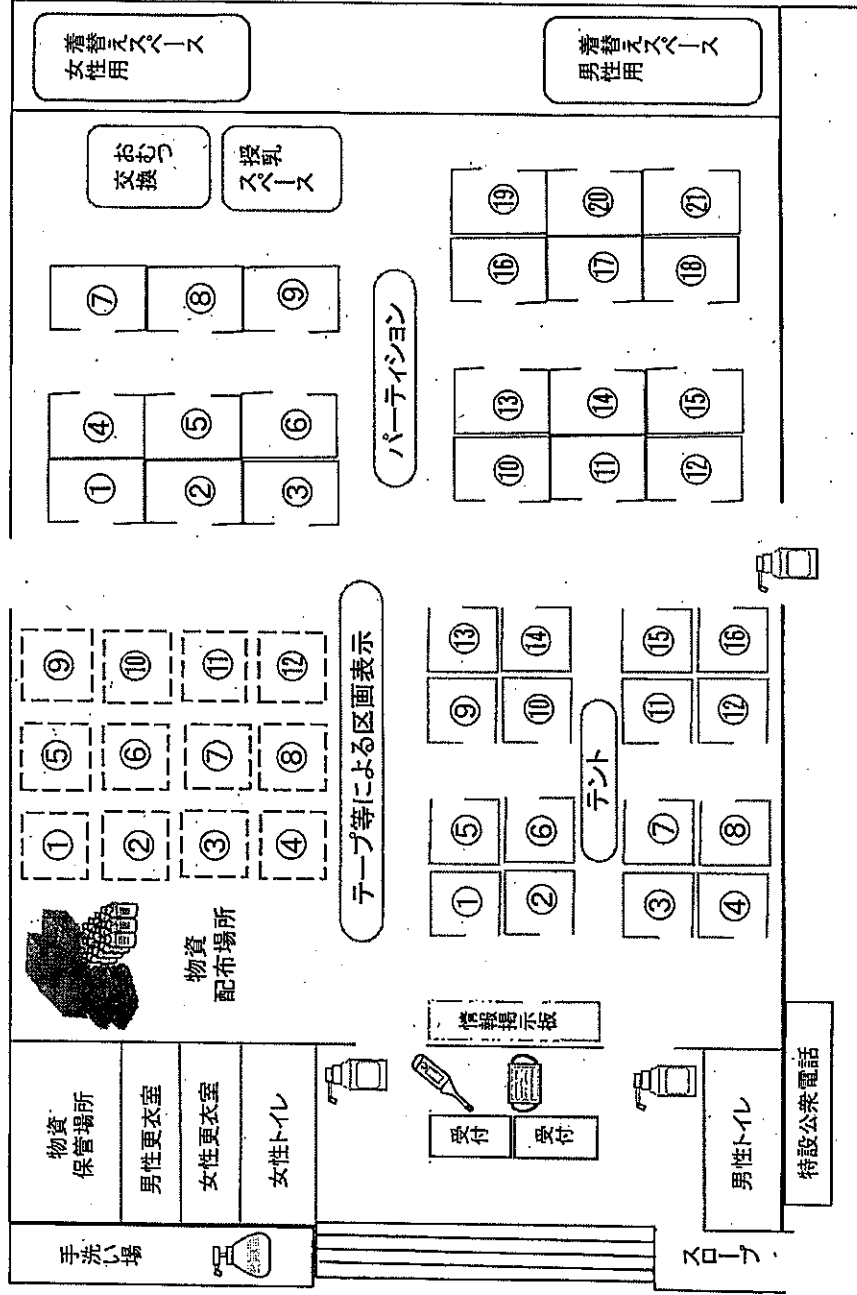
- ### 受付時でのチェック
- 避難者カードの記入
 - 発熱、咳等、体調の確認
 - 要配慮等の確認 など

受付等のテナントについては、建物の意の付近に設置しないよう留意する。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

R2.6.10
第2版

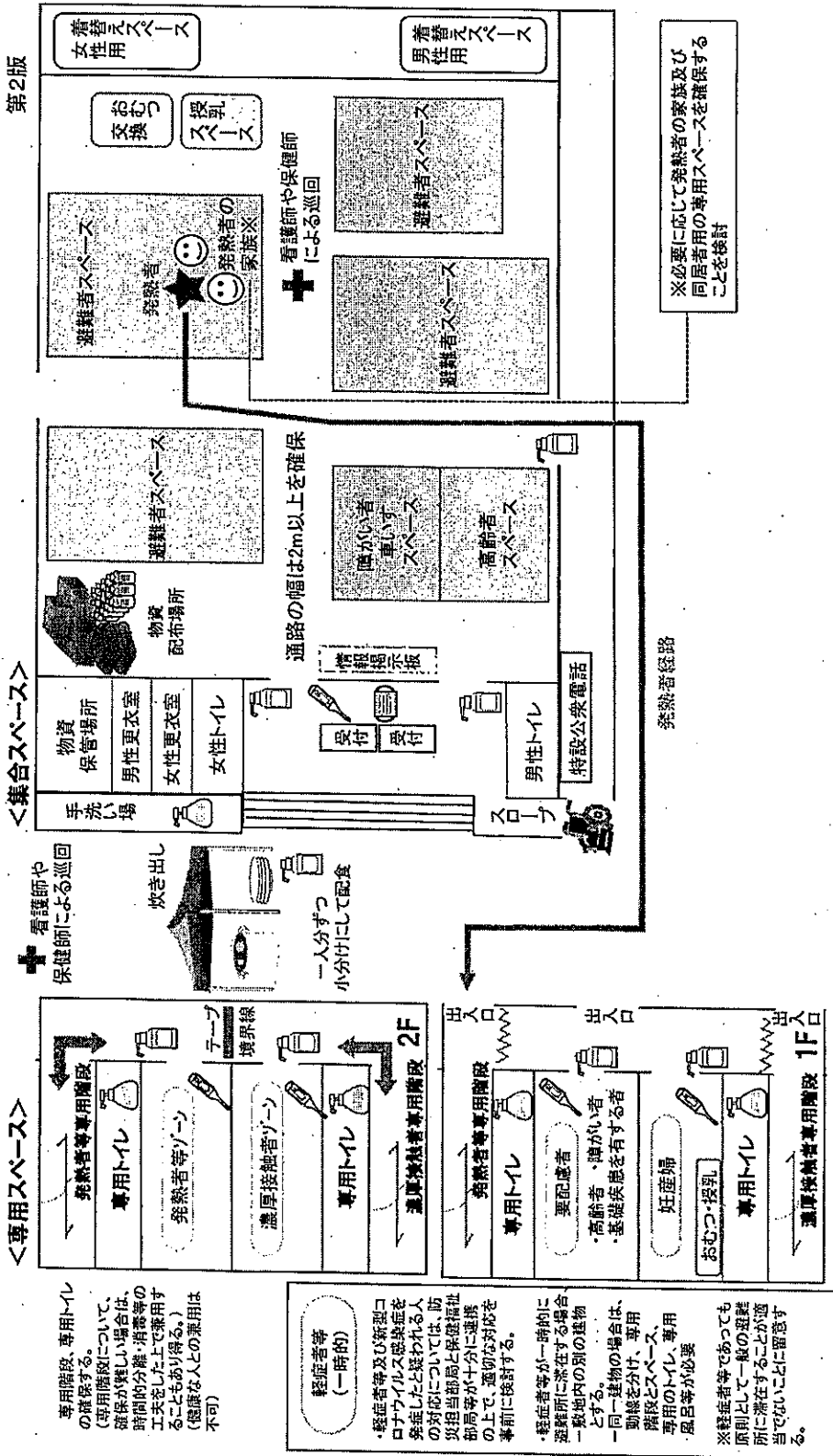
- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



出典：内閣府「健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例) <避難受付以降>

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2.6.10
第2版



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

軽症者等（一時的）

- 軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を疑ったと疑われる人の対応については、防疫担当部署と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。
- 軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、敷地内の別の建物とする。
- 同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要。
- ※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テント等による区画表示

(例)

- 家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※ スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

(例)

○ テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

パーティションを利用した場合

(例)

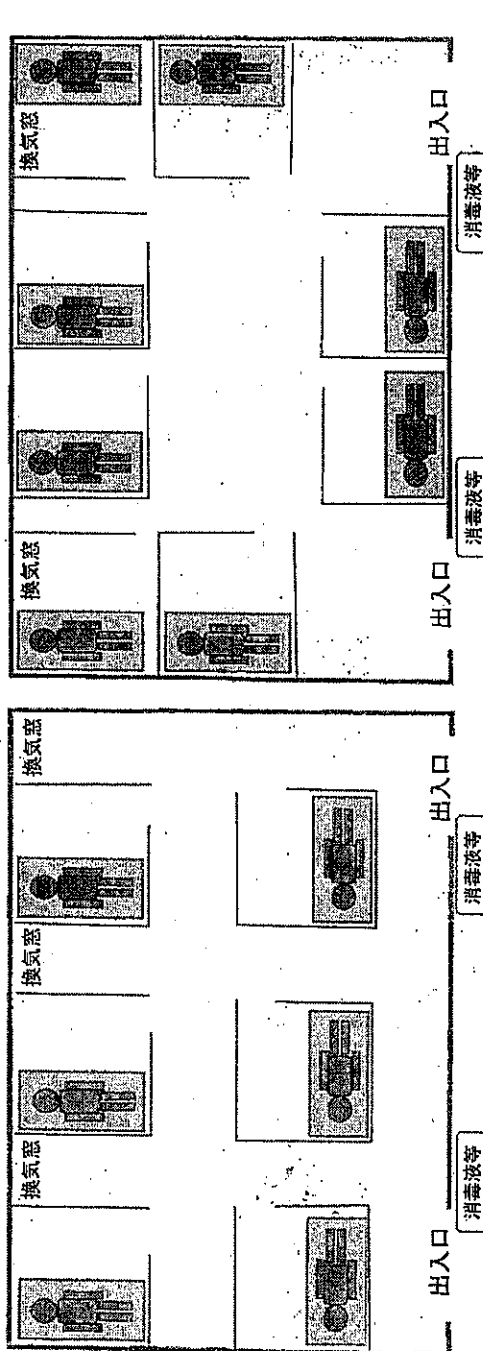
○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
 ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
 ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用スペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であることを十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

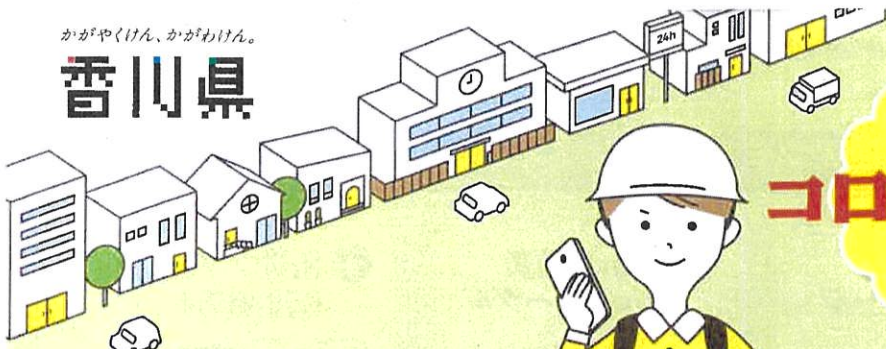
【参 考】

国からの通知（内閣府 防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/> 参照）

- 令和2年4月1日 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について
- 令和2年4月7日 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について
- 令和2年4月28日 新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について
- 令和2年5月21日 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について
- 令和2年5月21日 新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について
- 令和2年5月27日 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和2年4月28日付け事務連絡）を踏まえた対応について
- 令和2年5月27日 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について
- 令和2年6月8日 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて
- 令和2年6月10日 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第2版）について
- 令和2年6月10日 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第1版）について

その他の情報

- 避難所管理運営指針（平成26年3月）
https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/web/upfiles/wfpys5171027174957_f01.pdf
- 避難所情報やハザードマップなどについて（かがわ防災Webポータル）
<https://www.bousai-kagawa.jp/>
- 国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
- 新型コロナウイルスについて（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1
- 新型コロナウイルス感染症の予防法（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-1
- 避難所における感染対策マニュアル（2011年3月24日版）
平成22年度厚生労働科学研究費補助金 「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成
http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf



新型 コロナウイルス感染症 に注意!!

ハザードマップを活用した避難行動

命を守るためにとるべき避難行動は、災害の種類や状況によって異なります。「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、防災情報に十分注意し、災害が発生する前に、自分の判断で自発的に避難行動をとることが重要です。

「自分の命を守るための避難行動」の流れ

① 正しく知る

地域の災害リスクや避難場所、避難情報や気象情報の種類・意味を知る。

② 正しく判断する

防災情報を入手し、その情報をもとにとるべき避難行動を考える。

③ 正しく行動する

災害が起こった時の家族のルール（避難場所や連絡手段など）を決めておく。

適切な避難行動をとるために、まずはハザードマップで地域の災害リスクを知り、災害に備えておきましょう!

ハザードマップで起こりうる災害の想定される区域が分かります



土砂災害 山地災害

・土石流や地すべり、がけ崩れが発生するおそれのある区域

土砂災害警戒区域等

・山腹崩壊や土石流などによる災害が発生するおそれのある地区

山地災害危険地区



浸水

河川が氾濫した場合や高潮が発生した場合に浸水が想定される区域や、浸水の深さ

洪水浸水想定区域

高潮浸水想定区域



地震

・南海トラフ地震や直下型地震が発生した場合に想定される震度

震度分布図

・液状化のおそれがある区域

液状化危険度予測図



津波

南海トラフ地震で津波が発生した場合に浸水するおそれがある区域や、浸水の深さ

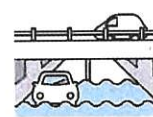
津波浸水想定図



ため池の 決壊

地震などでため池が決壊した場合に浸水するおそれがある区域や、その浸水の深さなど

ため池ハザードマップ



道路の 冠水

道路や鉄道の下をくぐり抜けるように通っている、周辺より道路が低くなっている箇所

道路アンダーパス部

ハザードマップ(防災マップ)はどこで手に入る？

① 市役所・町役場



② 自治体のホームページ



③ かがわ防災Webポータル

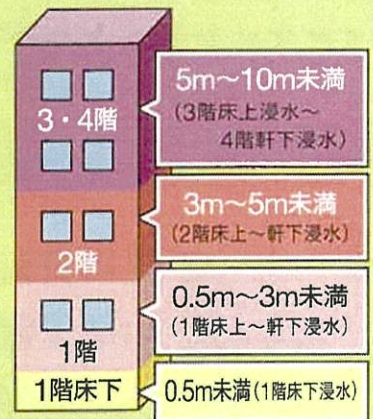


④ 防災アプリ「香川県防災ナビ」



現在の災害リスクがわかります！

ハザードマップを見てみましょう



(浸水深の目安)

※かがわ防災WEBポータルで表示したハザードマップ画面の一例です。

平成30年7月豪雨とハザードマップ

平成30年7月豪雨では、多くの被害が、災害発生の可能性が高いと公表していた地域で発生しました。

岡山県倉敷市真備地区の実際の浸水区域も、ハザードマップで示されている浸水想定区域とほぼ一致していました。

しかし、ハザードマップの存在は知っているものの、内容まで十分理解している人は少数であったため、避難行動をとっていない可能性があったといわれています。

倉敷市真備町

- 浸水区域
- ハザードマップの浸水想定区域



ハザードマップを使ってみましょう

台風や豪雨を想定して、あなたの避難行動を考えてみましょう。(参考) 内閣府「避難行動判定フロー」

ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。



家がある場所に浸水区域などの色が塗られていますか?



いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、災害が起こる可能性があります。市町からの避難情報を参考に、必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、**原則として※**、自宅の外に避難が必要です。

※避難が難しいとき

避難場所への避難が困難な場合は、建物の2階以上など、より安全な場所へ移動しましょう。浸水の場合は、次の3つが確認できれば、自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は、避難に時間がかかりますか?



- ① 洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれのある区域の外側である
- ② 浸水する深さよりも居室が高い
- ③ 水・食糧などの備えが十分にある

はい

警戒レベル3が出たら、家族や地域の方々と
・市町が開設する指定緊急避難場所
・親戚や知人宅など、より安全な場所に避難しましょう!



警戒レベル4が出たら、早急に
・市町が開設する指定緊急避難場所
・親戚や知人宅など、より安全な場所に避難しましょう!

警戒レベル3：避難準備・高齢者等避難開始

警戒レベル4：避難勧告や避難指示(緊急)

適切な避難行動のポイント

❖ 「避難」とは「難」を「避」けることです。

自宅の安全が確保できれば、危険をおかしてまで避難場所に行く必要はありません。

❖ 避難先は小中学校・公民館だけではありません。

安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

❖ 避難経路は、必ず歩いて確認しておきましょう。

経路上に危険な場所がないか、ほかに経路がないかなども考えてみましょう。



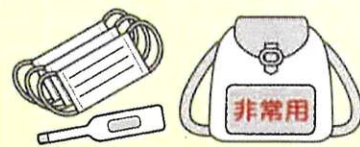
新型 コロナウイルス感染症 に注意!!

災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

密集を避けるため
自宅や親戚・知人宅への
避難を検討



非常用持出品だけでなく
体温計、マスク等を
持参して避難



避難所では3密
(密閉、密集、密接)を
避ける



こまめな手洗いや
咳エチケットの励行



体調が悪い場合は
すぐに相談を



香川県では、県民の皆さまの避難行動を支援するツールを提供しています。

防災アプリ「香川県防災ナビ」

主な機能

- ① 危険なエリアにいる利用者へプッシュ通知
- ② ハザードマップ・避難所情報の地図表示
- ③ 現在地付近の避難所等へのルート検索
- ④ 事前に登録した家族等の安否確認が可能

登録方法

右のQRコードを読み込み、アプリをインストールしてください。

利用マニュアル

香川県ホームページからダウンロードできます。
香川県ホームページで「防災ナビ」を検索!



Google play
で手にいれよう



App Store
からダウンロード

携帯電話をご使用の方はこちら /

防災情報メール

携帯メール等で、気象情報や避難情報等を受け取ることができます。

登録方法

右のQRコードを読み込むか、
このメールアドレス (ml@bousai-kagawa.jp) に空メールを送信して登録してください。

